

【 「無料」 求人広告の勧誘にご注意 】

【相 談】

「インターネットで求人広告を出しませんか。3週間は無料です」と、広告業者から勧誘の電話がかかってきた。

無料ならと掲載を依頼したが、一か月後、40万円の請求書が届いた。

事業者にお問い合わせると、「無料期間内に解約の届け出がなかったため正規料金を請求した」と言われた。

契約書もなく、勧誘時にも説明がなかったため、無料期間後に解約されると思っていた。料金を支払わなければならないか。

【アドバイス】

ハローワークなどに求人情報が多く出されるシーズンには、このような相談が事業者の方から多く寄せられます。

自治体の設置する消費生活センターは、住民の消費生活に関する相談を対象としています。

消費者個人と事業者間のトラブル解決へのアドバイスなどを行っており、事業者からの相談は対象となりません。

消費者であれば、電話勧誘による契約の場合、クーリング・オフできるケースがありますが、事業者間の取り引きには適用されません。

このようなトラブルでは、交渉は契約書に基づいて行われます。契約書が郵送でなくメールやFAXで届いているケースもあります。必ず、書面の内容を確認し、保管しておきましょう。

契約書面に記載されていない事項は当事者間での話し合いになりますが、解決が難しいというご相談には、事業者向けの法律相談をご案内しています。

事業者も消費者個人も、契約の成立後は、一方の都合で勝手に解約や変更はできません。

サービスの利用を申し込む前に、利用者側からの中途解約の禁止や高額な違約金条項など、不利な条項が含まれていないか、よく確認しましょう。

担当者の説明を鵜呑みにせず、利用規約をよく読み、後日、意図しない利用料を請求される可能性はないか、取引条件をしっかりと確認しましょう。

消費者ホットライン ☎局番なしの188（泣き寝入りはいやや！）
・・・お近くの消費生活センター等につながります。

